

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2023年5月26日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、経営企画部サステナビリティ推進室が、投融資について外部評価を受けていることを確認し、適合性を判断しています。個々の投融資ではなく、スキームごとに外部評価を受けている場合は、個々の投融資が当該スキームに適合していることを併せて確認しています。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、経営企画部サステナビリティ推進室が、投融資について外部評価を受けていることを確認し、適合性を判断しています。個々の投融資ではなく、スキームごとに外部評価を受けている場合は、個々の投融資が当該スキームに適合していることを併せて確認しています。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、経営企画部サステナビリティ推進室が、投融資について外部評価を受けていることを確認し、適合性を判断しています。個々の投融資ではなく、スキームごとに外部評価を受けている場合は、個々の投融資が当該スキームに適合していることを併せて確認しています。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）・サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省） |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

<p>当行では、経営企画部サステナビリティ推進室が、投融資について外部評価を受けていることを確認し、適合性を判断しています。個々の投融資ではなく、スキームごとに外部評価を受けている場合は、個々の投融資が当該スキームに適合していることを併せて確認しています。</p>

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・グリーンローンガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
- ・当該案件の業界にかかるロードマップ

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、経営企画部サステナビリティ推進室が、投融資について外部評価を受けていることを確認し、適合性を判断しています。個々の投融資ではなく、スキームごとに外部評価を受けている場合は、個々の投融資が当該スキームに適合していることを併せて確認しています。

また、ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しております。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」

以下の4つの要件を全て満たす融資であること

- ①「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
- ②融資先が気候変動対応に紐づいた KPI を設定していること
- ③融資の実行期間中、融資先自身が KPI の達成状況を年1回以上確認し、開示すること
- ④融資先のインパクト評価およびその結果の開示を行う仕組みの構築が、ポジティブ・インパクト・ファイナンスとして、独立した第三者機関による外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行の基準については、経営会議の諮問委員会である「サステナビリティ委員会」で協議後、担当執行役決裁を以って決定しております。

また、投融資にかかる当該基準への適合性については、融資実施部署が、アレンジャーによる確認結果や、融資先の開示資料を基に確認しております。加えて、独立した第三者評価機関による外部評価を受けていることを併せて確認しております。

なお、経営企画部サステナビリティ推進室が、融資実施部署の確認内容を再度確認しています。

以 上